

(仮称) 自治基本条例素案検討委員会会議録 (概要)

会 議 名	第 10 回会議録
開 催 日 時	平成 22 年 1 月 24 日 (日) 13 : 30~15 : 00
開 催 場 所	尾西生涯学習センター 6 階大ホール
出席委員氏名	青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、鶴飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松井委員、松下委員、松村委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計 16 名
欠席委員氏名	八木委員 計 1 名
出席した市職員	企画部次長、企画政策課長、同副主監 1 名、同主査 2 名、同主任 1 名 計 6 名
会 議 事 項	1. 条文素案の検討 2. 答申等
会 議 内 容	
松下委員長	<p>市民憲章唱和 (市民憲章唱和)</p> <p>今日は最後です。色々な議論をして、ようやく条例の形になりました。次回に市長さんが見えになって、総括や座談会をやるので、今日は、総括は言わないでください。総括は次回に。今日は直しが若干ありますが、最後ですので、出来上がりました素案を読み上げて、みんなで中身の確認をしていきましょう。条文と説明をあわせて読んで、少しずつ見ていったらいいと思います。若干アンダーラインというかマークがありますが、前回残ったところですので、ここは議論になるところですね。それでは、目次からお願いします。</p>
事務局(企画政策課主査)	〈目次朗読〉
事務局(企画政策課副主監)	<p>第 2 章のタイトルですが、以前は「第 2 章 市民参加のまちづくり」、「第 3 章 市民自治のしくみ」となっていますが、同じようなことを言っているということで、まとめて、第 5 条</p>

	<p>から第 17 条までを「第 2 章 市民主体のまちづくり」と訂正しました。前回の委員会では、「市民によるまちづくり」ということでしたが、内容をよく見てみると、協働のことや総合計画、住民投票などのことがありまして、「市民によるまちづくり」と言い切るよりも、「市民主体のまちづくり」とした方が、中身をよく言い表していると思われまして、法制担当とも協議しましたが、「市民主体のまちづくり」と言い表した方が、正確でわかりやすいのではないかとということで、こう換えさせていただきました。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>前回、2 つの章の中身は同じだったということで一つにまとめようということでした。条例の作り方のポイントはまず目次なんですね。目次を見ると全体がどうなっているのかがわかるのですが、非常にわかりやすく整理されてきたと思います。2 章「市民参加のまちづくり」と 3 章「市民自治の仕組み」を合わせて「市民によるまちづくり」としましたが、「市民主体のまちづくり」とすると、市民が主体的に責任をもってやるということが明確になるというふうにまとめられると思います。よろしいですか。</p> <p>それでは前文をお願いします。</p>
<p>事務局（企画政策課主査）</p>	<p style="text-align: center;">〈前文朗読〉</p>
<p>事務局（企画政策課副主監）</p>	<p>最後の 3 行を付け加えたのですが、「この条例全体が市民自治である」旨を加えるということでしたので、わかりやすい言葉で言い表すのに、この言葉を使ったということです。「カタログ」ということで、各条文が「カタログ」の頭になり、それぞれの条の下に、条例や制度なりによっていろいろな仕組みがあるということ、こういう言葉になりました。</p> <p>これについてはいろいろ議論があると思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>この条例全体が市民自治の考え方になっていることを解説の中に入れたらどうかということで、この最後の 3 行を入れました。いかがでしょうか。</p>

岩原委員	この「カタログ」というカタカナ 4 文字ですが、この言葉を日本語で平易に表すとどうなるのでしょうか。違う言葉で置き換えるとどうなるのでしょうか。
青木委員	私自身、「カタログ」という言葉をどういうことなのだろうかと頭の中で整理するのですが……。軽く受け取られがちではないかなと……。
松下委員長	そうすると、どのように言い換えましょう。
岩原委員	「カタログ」で何を言い表そうとしているかですよね。「カタログ」の語意は何ですか。
事務局(企画政策課主査)	「カタログ」ですから「市民自治の一覧」でしょうか、日本語に直すと。各条が自治のタイトル、その下に制度や別の条例や仕組みがあるというようなことは先ほど説明させていただきました。「カタログ」という言葉は、私は「一覧」という意味で書きました。
石井委員	「カタログ」はよりどりみどりで選べてということなので、「一覧」はその通りだと思います。ですが、この条例は理念があって、市民自治を実現する為の「道標」ともちょっと違うし、「指針」でも違うのですが……。この中から何か選んでというより、こういう全体の考え方でまちを作っていこうという方向性を示したものだと思います。確かにいろいろ書かれていて「カタログ」っぽいところもありますが、高邁な理念を作ろうとしているので……。 「指針」という言葉が正しいかわかりませんが、全体として、何かを実現するためにこう表現されているんだと思います。
松下委員長	自治基本条例では「カタログ」という言葉が使われていますが、やや目立つように「カタログ」と使われていることがあります。確かに、みなさん言われるように「カタログ」というと、よりどりみどりで少し軽いのではないかという感じはしますね。

鵜飼委員	「カタログ」というと重みがないと思います。
今井委員	一般市民からいうと、「カタログ」というと商品のカタログが思い浮かびますので、ちょっとまずいかなと思います。先ほど言われた「指針」というくらいにした方がいいと思います。
谷口委員	「カタログ」というと、いわゆる商品カタログのイメージが強いと思います。「カタログ」を日本語でいうと「目録」でしょうが、それも妙な話ですし・・・。「インデックス」もちょっと・・・。「指針」、文学的に表現するならば「羅針盤」。「指針」とか「ガイドライン」とかという感じかなと思います。「カタログ」は似合わないかなと思います。
松下委員長	「カタログ」はやめて、「指針」とか「羅針盤」とかにしましょうか。どちらかで適切なものを選びましょう。「カタログ」はやめましょう。
事務局(企画政策課主査)	<p style="text-align: center;">〈第1条～7条朗読〉</p> <p style="text-align: center;">【第1条から第7条について、特に意見なし】</p>
松下委員長	それでは、第8条をお願いします。
事務局(企画政策課主査)	〈第8条朗読〉
松下委員長	第2項のところで「行政の運営」とありますが、「市政の運営」と変えてはどうでしょう。
石井委員	説明文もですね。
松下委員長	<p>そうですね。</p> <p>はい、第9条をお願いします。</p>

事務局(企画政策課主査)	<p style="text-align: center;">〈第9条～13条朗読〉</p>
	<p style="text-align: center;">【第9条から第13条について、特に意見なし】</p>
松下委員長	<p>それでは、第14条をお願いします。</p>
事務局(企画政策課主査)	<p style="text-align: center;">〈第14条朗読〉</p>
石井委員	<p>説明の第3項で「あらゆる世代に開かれている」というのは勿論なんですけど、これは世代のことだけではなく、あらゆる世代や住民でいいんですかね。新参者というか、いろいろな人たちがいて、いろいろな人たちが地域活動団体で発言したり、活動したり、少なくとも内容に参加できる会にしてくださいねということが議論されていたので、世代のことだけで書かれてしまうとちょっと物足りないかなという気がします。「あらゆる世代や住民に」とかのように、もう少し広げてもらえればと思います。「あらゆる世代・あらゆる住民」とか「あらゆる住民」とか・・・。</p>
今井委員	<p>「あらゆる世代の住民」？</p>
石井委員	<p>世代で区切ってしまうとだめなんです。「の」を入れてしまうと。世代の話ではないので。世代イコール住民ならいいと思うんですが、並列の言葉ではないので少しおかしいと思います。</p>
松下委員長	<p>では「あらゆる住民に」としましょうか。いいですか。 第14条は一宮モデルですね。この条文はそのうちパクられますよ。 次、お願いします。</p>
事務局(企画政策課主査)	<p style="text-align: center;">〈第15条朗読〉</p>
松下委員長	<p>アンダーラインは、まずは「等」ですね。</p>

事務局(企画政策課副主監)	「非営利活動団体等との連携」の「等」の説明として、地域活動団体、さらには事業所や学校とかいろいろ入って、主に地域活動団体ということで等が入っているということです。
松下委員長	「等」は何かということですが、町内会などの地域の団体と連携していきましようということですね。そして「等」は他もあるだろうということですね。
事務局(企画政策課主査)	<p style="text-align: center;">〈第 16 条～25 条朗読〉</p> <p style="text-align: center;">【第 16 条から第 25 条について、特に意見なし】</p>
松下委員長	これで検討は最後になりますので、どうしてもということがありましたら言っていたきたいと思います。
岩原委員	<p>18 ページの説明のところの 4 行目「特徴」の「徴」をあえて、「長」を使っていたきたいなと思います。ただその意味を理解いただけるかどうかというのはありますが。</p> <p>地域活動団体は、今まで行政とかがやれなかったことを、これからもっとやれない時代がきているということですが、強みがあるから補完するという、これがまさに補完関係であり協働だと思います。ですから、あえてこの言葉、「長」を使う意味があるのではないかと思います。ただ、読まれた方が「字が間違っていないか」と思われると残念ですが。</p>
松下委員長	事務局いかがですか。
事務局(企画政策課副主監)	「特長」で言葉としてはいいと思います。また、17 ページの説明 4 行目も「長」の方がいいということですね。
岩原委員	<p>そうですね。</p> <p>もう一つよろしいですか。基本的なことで申し訳ないのですが、条文の中で「市」という言葉が出てくるのですが、「市」というのは定義づけされていません。これは難しいから定義して</p>

松下委員長	いないということなのでしょうが。ここでいう「市」とは何をイメージしてのことですか。
岩原委員	以前議論し、「市」は定義しないということにしました。
松下委員長	「市」という定義はそれぞれの受け取り方で違ってくるとい うか……。あえて定義しないということですか。定義づけは 難しいということですね、逆に言うと。
岩原委員	やりはじめると訳がわからなくなります。ある程度幅を持つ ことになりますけれども。
松下委員長	受け止める方にまかせるということですか。
岩原委員	その方が動きやすくいいと思います。前回さんざん議論し ました。
事務局(企画政 策課主査)	「カタログ」のところはどのようにしたらいいですか。
松下委員長	「指針」か「羅針盤」か、どちらがいいですか。山口委員ど ちらがいいですか。
山口(善)委員	「指針」の方がわかりやすいのではないですか。
松下委員長	それでは「指針」にしましょうか。「指針」にします。 それでは終わりたいと思います。
事務局(企画政 策課副主監)	全体の確認をしたいと思います。 ・2ページ前文説明の最後の行の「カタログ」を「指針」に変え る。
石井委員	『市民による自治』を実現するための指針」なのだと思うの ですが。ただ『市民による自治』の指針」だけではないような 気がします。

松下委員長	『市民による自治』を実現するための指針」ですね。そうしましょう。
事務局(企画政策課副主監)	<ul style="list-style-type: none"> ・『市民による自治』のカタログを『市民による自治』を実現するための指針」に変える。 ・11 ページ第8条第2項の「行政」を「市政」に、説明文第2項の「行政」を「市政」に変える。 ・17 ページ第14条説明4行目の「特徴」を「特長」に変える。 ・17 ページ説明第3項「あらゆる世代」を「あらゆる住民」に変える。 ・18 ページ第15条説明4行目の「特徴」を「特長」に変える。 <p>以上でよろしいでしょうか。</p>
松下委員長	<p>これでよろしいですね。ありがとうございます。</p> <p>それでは、(2)の答申等の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局(企画政策課長)	<p>答申等の説明をさせていただきます。答申でございますけれども、資料③をご覧ください。日付は、平成22年2月7日となっております。あて先は一宮市長、発信は当検討委員会の松下委員長、表題は『(仮称)一宮市自治基本条例の素案』の策定について(答申)」ということで、「平成21年6月20日付、21一宮企画発第97号にて諮問がありました、『(仮称)一宮市自治基本条例の素案』の策定について、別添のとおり答申します。なお、条例制定に当たっては、本答申の趣旨をご理解、尊重いただきますよう要望します」とあります。今日検討していただきました素案の上にこの文章をつけまして答申という形になります。</p> <p>ここで、1点ご承知おきいただきたいことがあります。この文書の後段に「なお、条例制定に当たっては、本答申の趣旨をご理解、尊重いただきますよう要望します」とあります。この表現するところの意味を説明させていただきます。今回この答申を受けまして、予定としては、3月に市民意見提出制度、いわゆるパブリックコメントを行いまして、広く一般に公表してみなさんの意見を求めることとなります。その際、パブリックコメントにかける条例案については、市でもう一度検討しまして、今日の素案のもとにこのままパブリックコメントにかけることもありますが、市の責任において、若干修正する場合もありま</p>

	<p>す。また、パブリックコメントの意見に基づいて再度市の内部で検討させていただいた結果、修正することもあります。予定では6月議会に提案することになりますが、その提案の条例案につきましては、今回いただきました素案とまったく同じである可能性もあれば、若干修正を加えたものになる可能性もあるということだけご了解いただきたいと思います。そういった事情を考慮いたしまして「本答申の趣旨をご理解、尊重いただきますよう要望します」という一文を加えてございます。</p> <p>ここであわせて、次回2月7日の検討委員会について説明させていただきます。この検討委員会では、昨年6月20日に市長に諮問していただいた時と同じように、委員長の方から市長に答申を手渡していただくセレモニーを予定しています。その後、懇談会を実施したいと思います。懇談会の進行は基本的には、委員長におまかせしますが、最初に市長に一言挨拶をお願いします。これも案ですが、その後、皆さん委員さん全員に、一言ずつ感想なり、あるいは思いとか、何でも結構ですので、できましたら1人3分程度でお話をお願いできればと思います。一巡した後にフリートークの時間にしたらいいかなと思っています。こちらの目論見としましては、1時半スタートで3時頃に終わるのではないかと考えています。フリートークが活発になれば、3時に終わらなければならないということではありません。3時ごろになるかなという、こちらの思いでございます。</p> <p>答申の取り扱いとより広く多くの市民に意見を聞いていくという機会を作っていくというような話ですね。あわせて、専門的な視点で、やや表現等がどうかなという見直しも当然入ると思います。こうしたことで審議に耐えうるものになると思います。ご理解いただきたいと思います。</p> <p>あわせて、2月7日の段取りについてご説明がありましたが、今回の取り組みをやってみて感じたこと、ご自身の感想を含めて自由にお話しいただきたいと思います。</p>
松下委員長	
事務局(企画政策課長)	<p>次回第11回は2月7日(日)1時半から、会場は尾西生涯学習センターで行います。次回が最終回で、答申と懇談会を予定しております。</p> <p>次に、今後の自治基本条例のスケジュールを説明させていた</p>

できます。本日資料⑤の素案検討委員会終了後のスケジュール案でございます。これを見ていただきますと、実線で囲まれている事項については、ほぼ確定している予定です。破線は流動的の事項ということで見ていただきたいと思います。

2月の市長答申の後、3月に市民意見提出制度（パブリックコメント）を行います。このとき、素案に若干修正が加わるかもしれません。条例案として公表して、広くみなさんから意見をいただくので、ホームページ上にも公表します。また一宮庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎の資料コーナー等にも配付させていただきます。パソコンをお持ちでない方からも広く意見を聞く機会を設けるものでございます

市の広報3月号に、この自治基本条例に関する巻頭特集記事を掲載する予定でございます。現在、担当と打ち合わせしておりますが、約4～5ページになる予定です。

4月以降は、予定表に書いてあるとおり出前講座、要請があればどこへでも行きます。また、現在も市の広報でPR活動しておりますが、4月以降も引き続いてPR記事を載せる予定です。

3月実施のパブリックコメントで出されました意見と意見に対する市の考え方についても、4月あたりにみなさんに公表できるのではないかと考えています。

6月議会で条例案を提案させていただきます。提案させていただくところまでは、ほぼ確定している予定通りです。

その後は仮の予定ですが、6月議会で可決されれば、その後速やかにこの自治基本条例の規定に基づいて、現在の他の市の条例の検証を実施していこうと考えています。

10月頃に自治基本条例のパンフレットを作成しまして、市民に広く周知を図りたいと思います。

そしてできれば、11月には自治基本条例に関するフォーラムを実施したいと考えています。その際には、検討委員会の何人かの方にもパネリストとして参加いただければと考えています。

6月議会で可決されれば、翌年平成23年1月からの施行を考えています。当然、議会で議決が延びた場合は施行の日も後ろにずれるということですので、よろしく願います。

今後のスケジュールについては以上です。

松下委員長	今後のスケジュールについてなにかありますか。こういう予定で、順調にいけばいくということですね。
松下委員長	それでは、終わります。 会議終了 (15 : 00)